



監 査 報 告 書

平成30年5月10日

公益財団法人高知県遺族会

会長 大石 綏子 様

監事 酒井 義明

監事 西本 昌弘



今般、公益財団法人高知県遺族会の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの平成29年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条（第99条第1項の準用）の規定に基づき、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

監事として、理事及び職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、本会事務所において、理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法によって、当該年度にかかる事業報告及びその附属明細書を監査しました。さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該年度にかかる計算書類及びその附属明細書について監査しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、公益財団法人高知県遺族会の状況を正しく示しているものと認めます。

なお、青年部事業など組織の継続への取り組みが検討されていま



すが、対応する財源の確保が必要であることはいうまでもありません。現在の本会の財務状況から、個々の事務及び事業を見直し、一層の取入の確保と経費の節減への努力が求められます。

② 理事の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、高知県遺族会の財産及び損益の状況を全て重要な点において適正に表示しているものと認めます。